

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 一 公務で外国旅行中の職員に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の対象として、在外邦人等の保護措置又は在外邦人等の輸送に従事する職員を追加すること。（第三条関係）
- 二 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則関係）